学校災害対応マニュアル

（危険等発生時対処要領）

（地震・風水害・原子力災害・土砂災害等）

いわき市立湯本第二小学校

危険等発生時対処要領

学校災害（地震・風水害・原子力災害等）対応マニュアル

いわき市立湯本第二小学校

1　ねらい

過去の大規模な自然災害、特に大地震の教訓を生かし、児童の安全確保を図るため、日常的な防災活動や災害発生時における基本的な対応マニュアルを作成することにより、災害に応じた迅速な対応及び地域住民への救援活動が円滑にできるようにする。

2　内容

1　日常的な学校の防災活動・・・

1　日常的な学校の防災活動

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合においても速やかに児童等の安全確保を図るため、各学校の防災計画に次の事項について定める。

（1）平常時における学校防災委員会とその役割

○ 学校防災委員会の設置

- ○適切な安全指導及び施設・設備の管理を行う。
- ○学校の防災体制の推進に必要な計画を検討、策定し、実施する。

【組織】

委員長（校長）―― 副委員長（教頭）
- 総務係（災害対応マニュアル、学校災害対策本部組織の整備、資料・情報収集、記録）
- 施設・設備点検係（施設・設備の点検）
- 防災教育係（防災教育・避難訓練、研修の企画）
- 救急・救護係（応急手当、防災用具の取り扱いの指導）

（2）日頃から講じておくべき措置

ア 学校施設・設備等の点検・整備
（担当：安全教育係）

- ○石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所をはじめ校内及び校地内の施設・設備全般について点検を実施する（日常点検・定期点検・臨時点検）。
- ○消防法に基づく点検・整備を実施する。
- ○学校保健安全法施行規則第28・29条に基づく安全点検を実施する。

イ 防災教育の実施
（担当：安全教育係）

- ※学校安全計画へ明確に位置づける。
- ○「自らの安全は自ら守る」ということを基本に、必要な知識・技能・態度の修得に主眼をおいて、教科等の時間も含めて指導する。
- ○児童の発達段階及び地域の地形に応じた防災教育を実施する。
- ○様々な災害と多様な状況を想定した避難訓練を実施する。
- ○地域の危険箇所・避難所マップづくりなど、家庭、地域とともに考える防災教育を実施する。
- ○防災研修を実施する。
- ○「心のケア」の視点に立つ研修を実施する。

ウ　情報・連絡体制の整備
（担当：教頭）

○災害対応マニュアルを作成する。
○円滑かつ的確な情報伝達ができる体制を整備する。
○一元的に情報を管理できる体制を整備する。
○学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど情報連絡体制を整備する。
○ＰＴＡと災害時の協力体制及び緊急連絡方法を協議しておく。
○近隣校、地域団体との連携を図る。

エ　学校安全度の評価・改善
（担当：教頭）

○施設設備の点検・整備が適切に行われているか評価し、必要に応じて改善する。
○当事者の防災リテラシーを評価し、必要に応じて改善する。
○災害対応マニュアルが適切に機能するか評価し、必要に応じて改善する。

オ　学校非常用物資の備蓄管理
（担当：教頭）

○学校施設の一部を備蓄場所として提供する場合、災害対策担当部局、教育委員会等と協議し、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について定めておく。

カ　家庭・ＰＴＡ・地域との連携
（担当：教頭）

○各種の機会を通じて、避難所開設・運営や学校防災計画の内容や災害発生時の児童生徒等の動向、学校の対応などを知らせておく。
○児童が在校時に災害が発生した場合の学校への連絡方法を周知しておく。
○夜間や休日の連絡等について協力を要請しておく。

キ　防災上必要な用品等の点検・整備
（担当：教頭）

○防災用品は保管場所を把握し点検しておく。
○重要書類は適切に保管しておく。
校長印、学校沿革誌、卒業証書台帳、指導要録、人事関係書類等

2　学校災害時における児童の安全確保

（1）災害対策本部の設置

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応にあたる。

◆湯本第二小学校災害対策本部◆
本部長（校長）　　副本部長（教頭）
副本部次長（教務主任）

○本部長：対策本部の総括、意思決定
○副本部長：本部長の指示による連絡・報告
○副本部次長：各班の連絡・調整

総務班
- 災害情報の収集
- 警察、消防機関等への通報
- マスコミ等、外部への対応
- 教職員の配置

避難誘導班
- 避難誘導、児童の安全確保
- 保護者との連絡
- 児童の下校、引き渡し
- 通学路の被害状況の把握

救護班
- 児童等の被災者の救護

消火・施設等点検班
- 消火
- 施設、設備の被害状況の把握
- 立入禁止措置などの危険回避対応
- 教室確保
- 校舎施設・設備の復旧・仮設教室確保

搬出班
- 重要書類等の搬出、保管
- 学用品・救援物資の受入れ

避難所開設・運営支援班
- （避難所となった場合）避難所開設・運営の支援・協力

役割分担表

番号	職（ｸﾗｽ）	氏　　名	役　　割	備　考（TEL）
1	校　長		本部長	
2	教　頭		副本部長	
3	教務主任		副本部次長	
4	生徒指導主事		総務部班長	
5	安全指導担当		避難誘導班	

（２）地震発生時における教職員の非常配備計画

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	校長・教頭・教務主任の３者で、災害情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。（地域災害対策担当課、消防署、学校施設警備会社等からの情報収集、学校施設の状況把握等）	１　学校所在地において震度４の地震が観測されたとき。 ２　福島県沿岸において、津波注意報が発表されたとき。 ３　その他特に校長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	校長・教頭・教務主任の３者で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、特別警戒体制に移行できる体制とする。（学校施設の被害状況の把握、通常の教育活動が実施可能か検討、被害状況の報告、教育活動実施に向けた対応や授業開始の変更及び臨時休業等が必要な場合の緊急連絡の対応等）	１　学校所在地おいて震度５弱の地震が観測されたとき。 ２　福島県沿岸において、津波警報「津波」が発表されたとき。 ３　その他特に校長が必要と認めたとき。
特別警戒体制	校長・教頭・教務主任・災害対策本部の班長で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	１　学校所在地において震度５強の地震が観測されたとき。 ２　学校所在地に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ３　その他特に校長が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	全職員で、組織及び機能の全てを挙げて、応急対策にあたる体制とする。	１　学校所在地において震度６弱以上の地震が観測されたとき。 ２　福島県沿岸において、津波警報「大津波」が発表されたとき。 ３　その他特に校長が必要と認めたとき。

（３）地震発生時の対応　～①児童在校時～

地　震　発　生

初期微動を感じたら直ちに **児童の安全確保**	○出入り口の確保と火災など二次災害の防止 ○教師から児童へ指示（頭部保護、机の下への避難、机の脚の両手での固定、配慮を要する児童等への対応）→次頁参照（場所毎の指示） ○揺れが収まり次第人員・負傷者確認
校舎外避難の指示	○避難経路確認担当者は安全確認し教頭へ報告 ○校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示
避　　難	○教師は出席簿を携帯し、児童の誘導 ○教師から児童への指示（頭部保護、あわてない、押さない、しゃべらない等）
避難場所での対処	○担任は人員を確認し、教頭へ報告 ○養護教諭は負傷者へ対応
災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認
１次対応	１　本部長：業務の指示（以下２～７） ２　総務班：児童の安否状況の把握、時系列記録、災害情報の集約（ラジオ等から地震の規模、余震の可能性、津波などの二次災害の危険性、各班からの報告） ３　避難誘導班：待機児童の安全確保、健康観察、通学路の状況調査 ４　救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し、保護者への緊急連絡 ５　消火・施設点検班：行方不明者捜索、消火、施設の被害状況調査 ６　搬出班：校長室、事務室、職員室、耐火書庫等の状況把握と搬出すべき重要書類等のリストアップ ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の安全確認
２次対応	１　本部長：各班の報告から、復旧活動か繰上げ下校か、翌日の教育活動を実施するかどうするかを決定し、業務の指示（以下２～７）及び教育委員会へ被害状況報告 ２　総務班：保護者向け情報のメールの一斉送信、災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応 ３　避難誘導班：（繰上げ下校の場合）道路状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童に対し安全指導、学校に待機させる児童に対し保護者への連絡と引渡し ※　停電や断水を伴うような大地震の場合は、児童全員を学校待機とし、保護者に直接引き渡すことを原則とする。その際の連絡はメールの一斉送信とする。 ４　救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し ５　消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置 ６　搬出班：重要書類等の搬出、保管 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の開設準備

保護者への引渡し　※引渡し完了後、本部長へ報告

～基本的な安全確保の対応～

ア　授業中

※避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場　所	共　通　事　項	個　別　事　項
普通教室	○教師の指示による安全確保の的確な指示する（頭部を保護する、窓・壁際・棚・ロッカーから離れる） ○避難経路を確保する ○火気使用中であれば消火する ○児童の人員等状況確認や周囲の安全を確認する ○地震や二次災害に備え、児童等を落ち着かせる	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する ○火気使用中であれば消火を指示する
特別教室		○実験・実習中であれば、危険回避を指示する（機器を止める、火を消す）
体育館		○中央に集合させ、体を低くするように指示する（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうがよい場合もある）
運動場		○建物、サッカーゴールや鉄棒等の固定遊具から離れ、中央に集合させ体を低くするよう指示する
プール		○すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する ○揺れが収まれば、速やかにプールから出るよう指示する ○避難準備を指示する（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）
図書室		○書棚から離れるよう指示する

イ　始業前、休み時間、放課後（教師と児童等が離れている場合）

場　所	児童の行動 （日常の防災教育の中で予め指導）	教　職　員　の　対　応
階段､廊下、トイレ等	○揺れている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する ○落下物や倒壊物に気をつける ○揺れが収まり､教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する ○周囲の安全確認をする	○一斉放送等により全校に指示する（揺れが収まるまで、頭部を保護して待機するよう指示する） ○教職員は手分けして児童等の安全確保、指示誘導する ○校舎外にいる児童等の安全確保、負傷者の応急手当をする
運動場、中庭等	○建物、ブロック塀、窓ガラスの近く、サッカーゴールや鉄棒、ジャングルジム等の固定遊具から離れる ○揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する	

ウ　登下校時

場　所	児童の行動	教職員の事前指導
山間部	○山際から離れる	○崖崩れ、土砂崩れがあることを指導する
海岸部	○高い場所へ避難する	○津波がくる場合があることを指導する
河川沿い	○河川から離れる	○海のそばでは津波により増水することと、暴風雨時及びその後の増水について指導する

（３）地震発生時の対応　～②校外活動時～

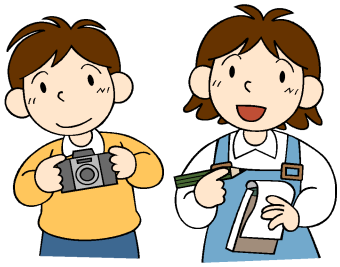

地震発生

安全確保 （初期微動を感じたら）	○指導者が児童に安全確保の指示 （頭部保護、緊急避難かその場で待機か、避難の場合は行動を指示し指導者が先頭で引率、その場待機の場合は低い姿勢をとるなどの指示、配慮を要する児童生徒への対応）
避難場所への避難	○施設管理者等の指示に従い、避難場所へ指導者が引率 ○避難場所、救護施設がない場合、指導者が安全な場所を選択し待避
避難後の安全確保	○指導者は人員を確認し、負傷者等がある場合は応急手当 ○必要に応じて１１９番通報し、救急車を要請 ○二次災害（津波や崖崩れ・落石）への注意 ○児童等の不安への対処
学校への連絡 避難後の対応決定	○指導者は児童の安全を確保した後、学校へ状況報告、指示を受けて対応（不通の場合は教育委員会へ連絡） ○学校から教育委員会への連絡 ○学校から保護者への連絡

※校外活動に際しての事前確認及び事前指導
- 見学先の避難経路・避難場所の確認と施設等管理者等との安全面の打合せ
- 校外活動時の留意事項の指導徹底（指導者の指示をよく聞くこと、一人で行動しないこと、トイレ等で集団を離れる場合は断ること等）

（３）地震発生時の対応　～③登校時～

地震発生

揺れが収まったら 登校した児童の安否確認	○在校する職員及び通勤中の職員は、手分けして登校している児童の安否確認と施設点検を実施、負傷者がいる場合は応急処置、必要に応じて救急車の要請
二次災害への対応	○校舎内が危険な状況である場合は、避難経路と避難場所を指定して避難を指示 ○校舎内に危険箇所がある場合は、立ち入り禁止の指示または表示による安全確保の措置
災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認
１次対応	１　本部長：業務の指示（２～７） ２　総務班：時系列の記録、児童・教職員の出欠状況、地震情報と地域の被害状況及び道路・交通機関の状況に関する情報収集 ３　避難誘導班：児童の出欠確認と報告、登校しない児童の保護者へ連絡 ４　救護班：負傷者への対応 ５　消火・施設点検班：消火、施設の被害状況調査 ６　搬出班：校長室、事務室、職員室、耐火書庫等の状況把握 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の安全確認
２次対応	１　本部長：各班の報告から、復旧活動か臨時休業か、翌日の教育活動をどうするか決定し、業務の指示（２～７）及び教育委員会へ被害状況報告 ２　総務班：児童及び保護者向け情報のメールの一斉送信、災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応 ３　避難誘導班：登校しない児童の保護者への連絡 ４　救護班：負傷者への対応、保護者への引渡し ５　消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止の表示等危険回避措置 ６　搬出班：重要書類等の搬出・保管、校長室・事務室・職員室等の整理 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の開設準備
３次対応	１　本部長：当日の教育活動が不可能で児童を下校させる場合、地域の被災状況を踏まえ業務を指示 ２　避難誘導班：道路状況、交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童に対する安全指導、学校に待機させる児童の保護者への連絡と引渡し ※　停電や断水を伴うような大地震の場合は、児童全員を学校待機とし、保護者に直接引き渡すことを原則とする。その際の連絡はメールの一斉送信とする。

（３）地震発生時の対応　～④下校時～

地震発生

災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認
１次対応	１　本部長：業務の指示（２～７） ２　総務班：時系列の記録、地震情報と地域の被害状況及び道路・交通機関の状況に関する情報収集 ３　避難誘導班：在校している児童の把握と安否確認 ４　救護班：負傷者への対応 ５　消火・施設点検班：消火、施設の被害状況調査 ６　搬出班：校長室、事務室、職員室、耐火書庫等の状況把握 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の安全確認
２次対応	１　本部長：各班の報告・地域の被害状況・近隣校の情報から、翌日の教育活動を実施するかどうかを決定、教育委員会へ１次対応時点での被害状況報告、業務の指示（２～７） ２　総務班：児童及び保護者向け情報のメールの一斉送信、災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応 ３　避難誘導班：道路状況、交通機関の運行状況を踏まえ下校させる児童への安全指導、学校待機児童の保護者への連絡と引渡し、安否未確認児童の安否確認 ４　救護班：負傷者への対応、保護者への引渡し ５　消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止の表示等危険回避措置 ６　搬出班：重要書類等の搬出、保管、校長室、事務室、職員室の整理 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の開設準備
３次対応	１　本部長：各班の報告から状況把握、児童の安否確認と教育活動実施に向けた業務の指示（２～７） ２　総務班：外部への対応、修繕箇所のリスト作成 ３　避難誘導班：安否未確認児童の保護者との対策協議、学校待機児童の引渡し ※　停電や断水を伴うような大地震の場合は、児童全員を学校待機とし、保護者に直接引き渡すことを原則とする。その際の連絡はメールの一斉送信とする。 ４　救護班：負傷者への対応、保護者への引渡し ５　消火・施設点検班：校舎内整理 ６　搬出班：校舎内整理 ７　避難所開設・運営支援班：避難場所運営の支援
翌日の業務指示	１　本部長：各班の報告から状況把握、翌日の業務を指示

（３）地震発生時の対応　～⑤夜間・休日等～

地震発生

↓

教職員の参集	○教職員は、自らの家族等の安全を確保した後、学校に参集

↓

災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、各教職員は各自の役割確認

↓

１次対応	１　本部長：業務の指示（２～７） ２　総務班：時系列記録、災害情報の集約（ラジオ等から地震の規模、余震の可能性、津波などの二次災害の危険性、各班から、学校周辺の視察から）※周辺視察は児童の登校が可能かという視点で ３　避難誘導班： ４　救護班： ５　消火・施設点検班： ６　搬出班： （３～６）施設の被害状況調査 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の安全確認

↓

２次対応	１　本部長：各班の報告・地域の被害状況・近隣校の情報から、翌日の教育活動を実施するかどうかを決定、教育委員会へ１次対応時点での被害状況報告、業務の指示（２～７） ２　総務班：児童及び保護者向け情報のメールの一斉送信、災害用伝言ダイヤル録音 ３　避難誘導班：児童へ翌日の連絡 ４　救護班：校舎内整理 ５　消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止の表示等危険回避措置 ６　搬出班：校舎内整理 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の開設準備

↓

翌日の業務指示	１　本部長：各班の報告から状況把握、翌日の業務を指示

（４）風水害発生時の対応　～①児童在校時～

風水害発生	※暴風雨が下校時刻に学校所在地を通過することが予測される場合、また、通過後であっても河川の氾濫や土砂崩れ等の災害の危険がある場合なども含む。

↓

災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認

↓

１次対応	１　本部長：業務指示 ２　総務班：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象情報の収集・整理、近隣校及び地域災害対策担当課、警察、消防からの情報収集 ３　避難誘導班：交通機関の運行状況確認

↓

２次対応	１　本部長：総務班からの報告と近隣校との情報交換から、以後の教育活動の実施及び風水害への対応策（登下校の方法・時刻の変更）について決定し、業務指示及び教育委員会へ連絡 ２　総務班：教育活動変更に関する保護者向け通知作成、メールの一斉送信、マスコミ等外部への対応 ３　避難誘導班：児童への下校指導（気象情報、風水害発生時の留意点）、待機児童の引渡し

（４）風水害発生時の対応　～②夜間・休日等～

風水害発生

※暴風雨が翌日の登校時刻に学校所在地を通過することが予測される場合、また、通過後、被災の危険がある場合なども含む。

特別警戒配備	○校長は教頭と連絡をとり、特別警戒配備
１次対応	１　校長：近隣校の情報収集、業務指示 ２　教頭：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象情報の収集、警察、公共交通機関から交通網の情報収集、災害対策本部の設置と緊急連絡に備え待機することを教職員の連絡網で指示、地域の災害対策本部と消防署から学校周辺・通学路の危険箇所情報の収集
２次対応	１　校長：近隣校の情報及び地域関係機関からの情報を踏まえ、翌日の教育活動と風水害への対応策（登校の方法・時刻の変更等）について決定し、業務指示及び教育委員会へ連絡 ２　教頭：メールの一斉送信をし、教職員・児童・保護者へ連絡